備10月11日(火)以降は、

新庁舎(南エリ

,4階)で行います。

受付時間·場所

平日午前9時~

受付開始

的としない場合…平成28年12月末まで 内在住・在学・在職者で、

営利を目

詳しくは

里·問総務部·総務課 問い合わせください

432

会議室1002(定員6人)

事前予約の受付 (火)以降から電話または窓口で受け付け 10月3日(月)は窓口のみ、 10

いずれも土・日・祝日、 右記以外…使用日の1 月の初日から 29日~翌1月3日)を除く する月の初日から 年末年始(12月 カ月前の日の属

▽11月以降の事前予約および本申請

月号でお知らせ

します。

市ホ

へ

ジおよび広報もりぐち11

また、

使用料は原則返還しません

しします。

払いがない場合は、

事前予約を取り消

期限までに申請書または使用料のお支

申請開始日

ださい。

合は、

会議室使用時までに済ませてく

学者…使用日の2ヵ月前の日の属する 営利を目的としない市内在住・在職・在 ▽児童 (18歳未満)のみの使用

で支障があるとき

などの内容、

または市の業務や管理上

支払い)

>10月中に行った事前予約

11月7日(月) までに済

15歳以上(中学生を除く)は、

保護者の

ませてください 10月31日(月)

**選**会議室の使用が11月7日(月)以前の場

同意書があれば使用可能

**選次**の場合は、

使用をお断りする場合が

約可能

あります。

営利を伴う使用は使用料の3倍

▽上記以外…平成28年11月末まで事前予

営利目的とした宣伝、契約、

販売活動

**本申請**(申請書の提出および使用料の

市内在住·在学·在職者以外

事前予約可能

午後5時3分・総務部・総務課 10月3日(月)午前9時から 月4日 その他 規定がありま 使用料の減免

場合などは、 的で使用する が公益上の目 公共的団体

使用できる守口市新庁舎会議室の一覧								
	部屋の広さ	定員(人)	1室あたりの 使用料 (30分につき)	使用可能備品	飲食	飲酒	飲酒可能時間	ケータリング※ の利用
相談室 101	21㎡	10	60円	無	不可 (お茶などは可)	不可	_	不可
相談室 102		10						
会議室 103	126m²	45	410円	有 備 <mark>1</mark>	可 <b>備2</b>	可 備 <mark>2</mark>	開庁日… 18:00以降 閉庁時… 9:00~22:00	可 <b>備2</b>
会議室 104	99m²	42 72	320円					
会議室 105								
会議室 106	121m²		390円					
会議室 701	32m²	18	100円	· · · 無		不可	_	不可
会議室 702	29m²	10	90円					
会議室 703	45m²	24 8	140円					
会議室 1001	27m²		400円			可 備 <b>2</b>	常に可	可 備 <b>2</b>
会議室 1002	17m²	6	250円					
会議室 1003								

- 会議室103~106は、つなげることも可能です。大会議室(会議室103~106をつなげて使用する場合)は、スクリーン、 バトン、プロジェクター、有線マイク、ワイヤレスマイク、スピーカーを、103~106の各会議室はマイク、アンプな
- **圖2** 単なる遊興飲食ではなく、市民などの親睦を図ることを目的とする会合や地域の活性化につながるイベントなどに伴う ものであって、その会合やイベントなどの効果を高められると認められる場合は可能です。
- **</mark>
  <b>2**飲食、ケータリングおよび飲酒の利用については、申請書にその旨を記載してください。

相談室および会議室は、市の公務などにより使用できない場合があります。

※ホテルなどにお願いをして会議室などへ食事を配膳・提供してもらうことです。 利用する場合は、必ず総務部・総務課へ相談してください。

内内容 場場所 対対象 定定員 申申込·申請 講講師 ¥費用 保一時保育 持持ち物 備備考 注注意事項 提提出 配配布 間問い合わせ 恒電話番号 ™フリーダイヤル ™ファクス ☑メール 11ホームページ ※無料の場合は掲載を省略しています。

# 新庁舎での業務開始日

守口市役所

## 10月11日(火)

市長室 危機管理室 企画財政部 総務部(総務課、法制文書課) 選挙管理委員会事務局 監查委員事務局

## 10月17日(月)

こども部(放課後こども課) 都市整備部 市民生活部(コミュニティ推進課、人権室、生涯学 習課、スポーツ・青少年課) 下水道部(下水道管理課) 環境部(環境政策課)

各部署により移転・開始日が異なります。また、開始 日以降は、現庁舎での業務は行いません。

各部署のフロアについては、6ページをご覧ください。 ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。

## 10月24日(月)

市民生活部(地域振興課)

こども部(こども政策課、保育・幼稚園課、子育て支援 課) 健康福祉部(健康推進課を除く)

総務部(人事課) 議会事務局

#### 10月31日(月)

市民生活部(総合窓口課、保険課、保険収納課、消費生 活センター) 会計室

総務部(課税課、納税課) 教育センター

# 新庁舎に移転

電話番号および業務時間・内容に変更はありません。



教育委員会

# 守口市社会福祉協議会

#### 10月31日(月)本館北エリア7階

問社会福祉協議会

共同生活·居宅·移動

106-6992-2715(代表)

**1**■06−6992−7339

**1**006-6998-3201

### くすのき広域連合守口支所(高齢介護課内)

# 10月24日(月)本館南エリア3階

問高齢介護課 №06-6992-1610

#### 大阪府守口保健所

# 10月31日(月)本館8階

問守□保健所

▽営利を伴う使用は使用料の

市内在住·在学·在職者

ます

€06-6993-3131~3134
€06-6993-3136

∰http://www.pref.osaka.lg.jp/moriguchihoken/

# 守口市国際交流センター

# 11月1日(火)本館北エリアフ階

移転後は貸し会議室がありません。ご了承ください。

•現センター休館のお知らせ

10月24日(月)~31日(月)まで休館します。 問国際交流センター 1006−6998−3310

#### 守口年金事務所

# 11月21日(月)本館南エリアフ階

問守□年金事務所

**1**€06-6992-3031

──端数処理は計算の最後に行 使用料(左表参照) 準 備、 です。 満は10円単位で切り上げます を含みます 円未満は切り捨て、 また、 後片付け、

選最終使用開始時間は午後9時 使用時間には、 清掃の時間 10円未

範囲で貸し出します

使用可能日時

前9時~午後10

時(30分単位)

月3日を除く

ます まれる庁舎を基本理念としてい 内の会議室を業務に支障のない 9 % ージ一覧のとおり、

新庁舎は、 市民に開かれ親



2016.10.1 令広報もりぐち